

県立二葉の里病院西側駐車場管理運営に関する覚書（案）

地方独立行政法人広島県立病院機構を甲とし、〇〇を乙として、甲と乙は、甲乙間の令和7年6月〇日付け「県立二葉の里病院西側土地賃貸借契約」（以下「本件契約」という。）及び「県立二葉の里病院西側駐車場管理運営等業務事業者募集に係る公募型プロポーザル」（以下「本件プロポーザル」という。）における「県立二葉の里病院西側駐車場管理運営等業務仕様書」（以下「本件仕様書」という。）に基づき、県立二葉の里病院西側駐車場（以下「本件駐車場」という。）の管理運営について、次のとおり覚書を締結する。

（基本事項）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本件仕様書、本件契約及び本件プロポーザルにおいて乙が提出した提案書（以下「本件提案書」という。）その他関係法令等の定めるところに従い、お互いに連携・協力して、本件駐車場の管理運営に努めるものとする。

（遵守事項）

第2条 乙は、本件駐車場を管理運営するに当たって、次に掲げる各項目を遵守すること。

- (1) 駐車場法（昭和32年法律第46号）等の関係法令及び本件仕様書等に適合する範囲内で、自ら提案した企画内容に即した計画的な駐車場運営を行うこと。
- (2) 乙は、本件駐車場を運営するのに必要な準備業務（届出の提出、設計、整備工事（舗装、外構・精算機等の設置等）等）のスケジュールを甲に示すとともに、当該スケジュールに沿って準備を進めること。
- (3) 乙は、準備業務が完了したときは、甲に対し確認を求め、甲は遅滞なくこれに応じ、確認するものとする。なお、完成した駐車場が、法令や本件仕様書の規定等に適合しないと合理的に認められたときは、乙は、補修又は改修して、改めて甲の確認を受けること。
- (4) 本件駐車場の運営に際して知り得た事実を第三者に漏らさないこと。なお、本件契約終了後も同様であること。

（疑義の解決）

第3条 この覚書に各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

以上のとおり、覚書の締結を証するため、この覚書を2通作成し、各自記名押印の上、各1通を所持する。

令和7年 月 日

甲) 住所 広島市中区基町10番52号
氏名 地方独立行政法人広島県立病院機構
代表者 理事長 栗井 和夫

乙) 住所
氏名
代表者